

1. 高齢者分科会の役割と介護保険制度の概要について



加賀市市民健康部介護福祉課

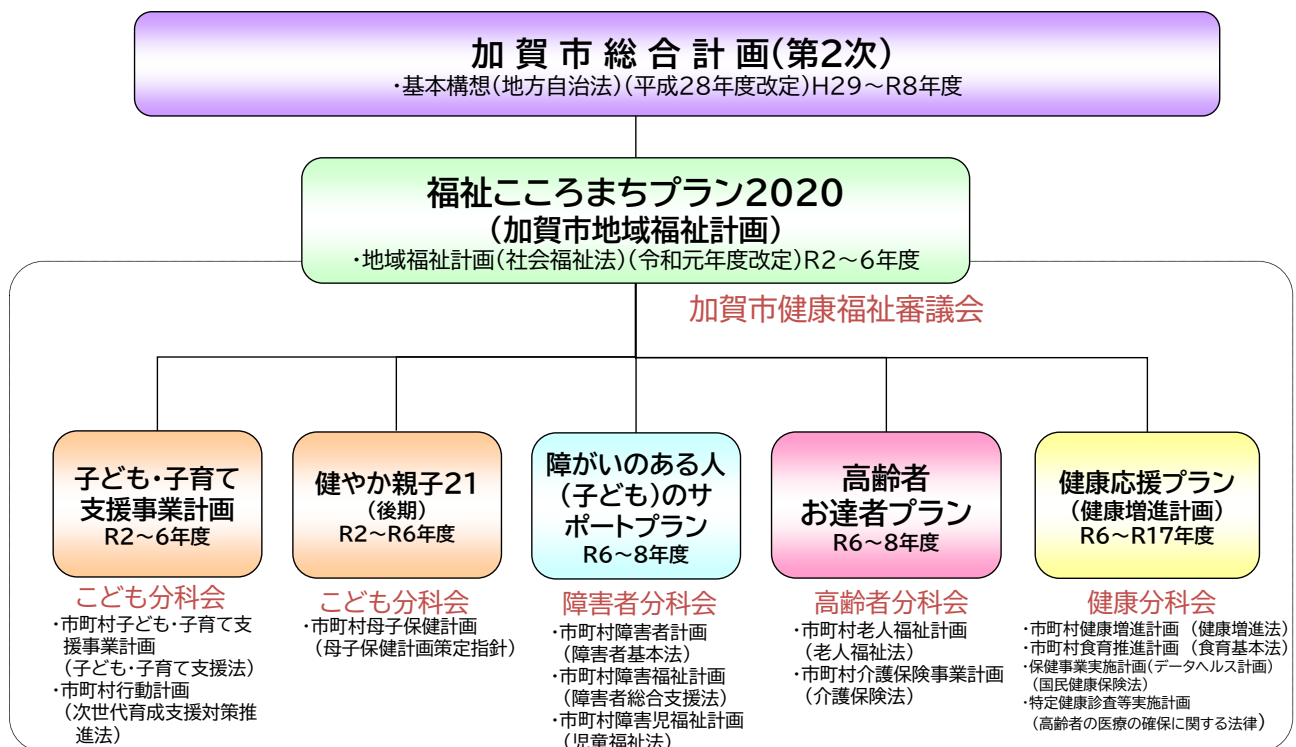
令和 6 年 7 月 11 日

加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会

- ・加賀市健康福祉審議会条例及び加賀市健康福祉審議会規則に定める。
- ・高齢者、こども、障がい者を含めた地域の健康と福祉に関する施策を審議する「加賀市健康福祉審議会」を設置。
- ・高齢者に関する施策に関しては、審議会の下に「高齢者分科会」を設置し審議を行う。
- ・学識経験者、公益代表、関係団体代表、被保険者代表から20名以内で構成。
- ・特定の事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

加賀市健康福祉審議会条例・規則による

高齢者お達者プランの位置づけ



諮問及び付議の報告

- 健康福祉審議会は高齢者に関する事項について市長の諮問を受ける
- 健康福祉審議会が高齢者分科会に付議する

①加賀市健康福祉審議会は、市長の諮問に応じ専門の事項について調査審議し答申する

②専門の事項を調査審議するため分科会を置く

③分科会の決議をもって審議会の決議とする

④審議会会長は市長の諮問を受けたときは、分科会に付議することができる

加賀市健康福祉審議会条例及び規則より

発 加 福 第 8 号
令和 6 年 5 月 21 日

加賀市健康福祉審議会 会長 様

加賀市長 宮 元 陸



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 地域福祉に関する事項
2. 高齢者に関する事項
3. 障がい者に関する事項
4. こどもに関する事項
5. 健康に関する事項
6. 第5期加賀市地域福祉計画の策定に関する事項
7. 加賀市こども計画の策定に関する事項
8. その他健康及び福祉施策の推進に関する事項



発 加 健 審 第 2 号
令和 6 年 6 月 1 8 日

加賀市健康福祉審議会
高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷 本 直 人



諮問事項の審議について（付議）

令和 6 年 5 月 2 1 日付けで市長から諮問のあった下記事項
について加賀市健康福祉審議会規則第 2 条に基づき貴分科会
へ付議しますので、審議をお願いします。

記

1 諮問事項

(1) 高齢者に関する事項

2 審議方法

付議した諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉
審議会の決議とする。

審議事項

①介護保険事業計画の策定に関すること

②介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実施状況の評
価に関すること

③地域包括支援センターの運営に関すること

④地域密着型サービス事業者等の指定等に関すること

⑤地域介護・福祉空間整備計画、地域医療介護総合確
保計画に関すること

審議会での委員の除斥

議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

加賀市健康福祉審議会規則第6条

今後の高齢者分科会の予定

令和6（2024）年度

第1回（令和6年7月11日）

組織会・第8期計画実績と第9期計画 等

第2回（令和6年11月ごろ）

介護人材確保・ランチ公募 等

第3回（令和7年3月ごろ）

令和7年度重点事項 等

令和7（2025）年度（3～4回）

実績と評価・地域包括支援センターの運営状況 等

令和8（2026）年度（5～6回）

実績と評価・第10期介護事業計画の策定 等

介護保険制度の概要 (高齢者お達者プラン)

介護保険制度創設の背景

介護が必要な高齢者の増加



介護する人も高齢化



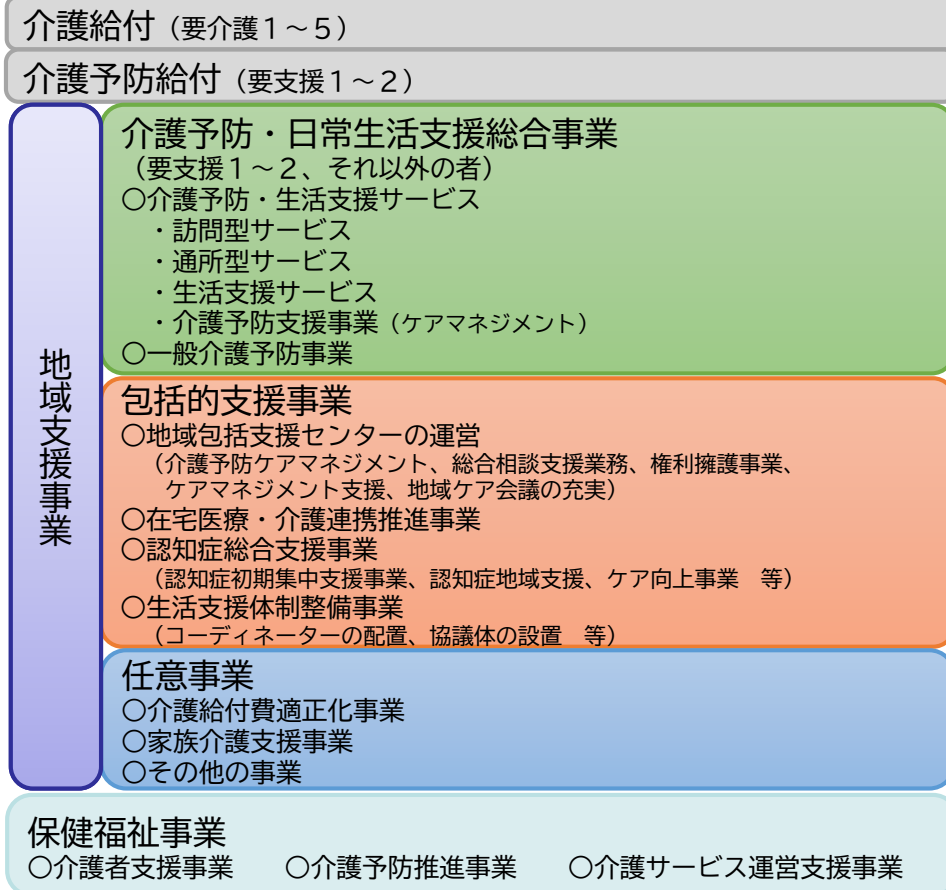
核家族化



家族だけでは介護が困難
社会全体で支えるしくみの創設

平成12年より介護保険制度が開始
3年を1期として保険者（市町）が計画策定

介護保険制度のサービス体系



高齢者お達者プランとは

・介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定

介護保険事業計画

①令和６～８年度の間、加賀市の高齢者には、全国一律のサービスである介護保険サービスが、どれだけ必要か。

高齢者福祉計画

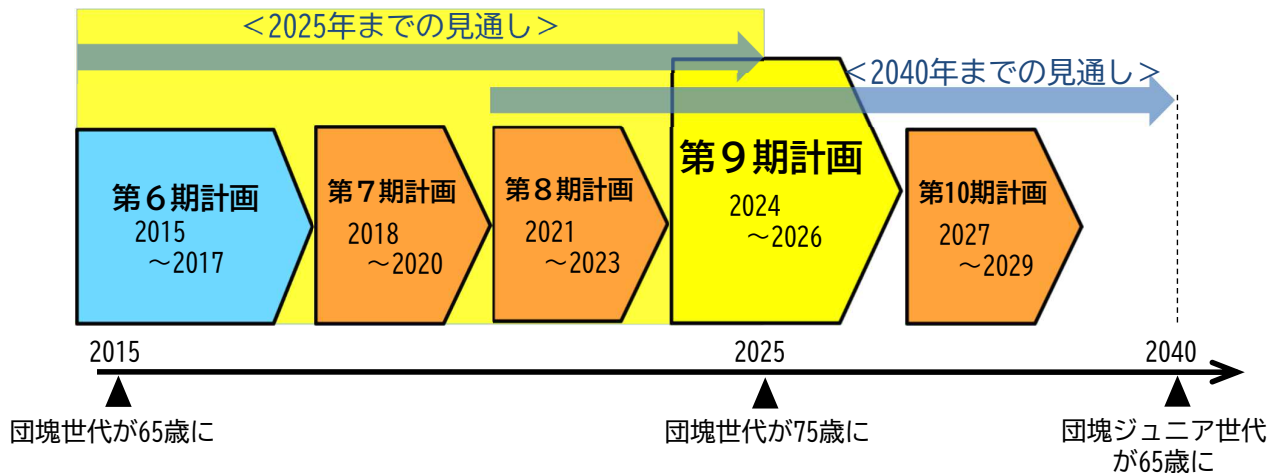
②令和６年度から、加賀市の住民に必要な高齢者に関する事業・施策はどのようなものか。

高齢者お達者プランの目的と期間

第8期計画の基本理念は、第9期計画においても継続して目指すべき内容であるため、基本理念の変更はしない。

基本理念

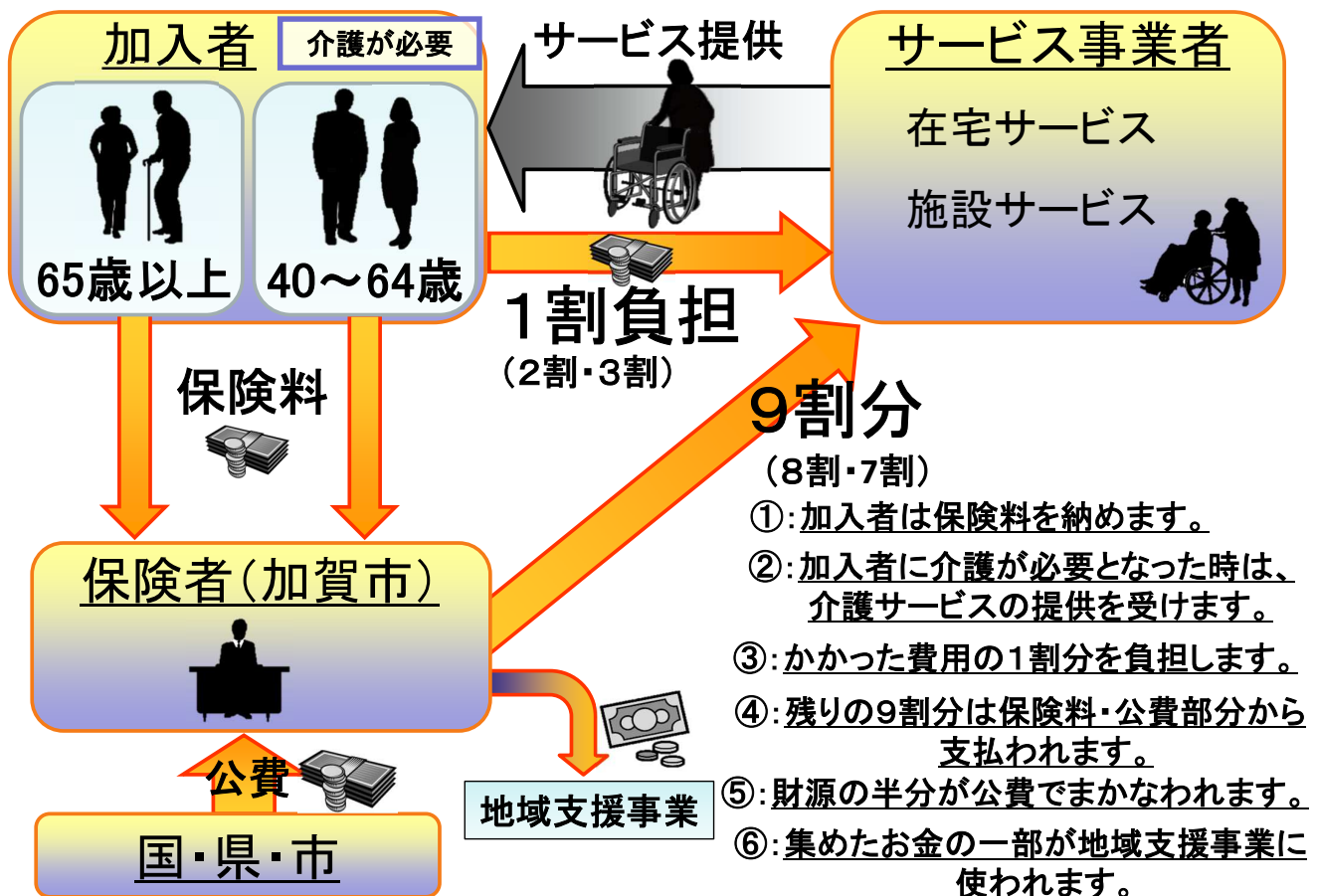
高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく自立したくらしを継続できる社会を実現する。



高齢者お達者プランの内容について

章（タイトル）	主な内容
第1章 計画策定にあたって	・計画の趣旨 ・法令等の根拠 ・他の計画との関係
第2章 加賀市の現状と将来推計	・高齢者の現状と将来推計 ・介護保険事業の状況 ・高齢者施策の状況・課題
第3章 日常生活圏域と地域の状況	・日常生活圏域の設定 ・地域の状況
第4章 基本理念と施策体系	・基本理念と施策体系 ・健康づくりと社会活動の推進 ・自己決定と継続の支援 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症支援体制 ・サービス基盤整備 ・在宅医療・介護連携の推進 ・住民主体の活動の支援 など
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	・要介護認定者数等の推計 ・介護（予防）サービス種類ごとの見込み量 ・地域支援事業の見込み量 ・保健福祉事業の見込み量 ・介護保険事業に係る費用の見込み ・第1号被保険者の介護保険料の算定
資料	・各種調査結果 ・地区分析 ・計画策定の過程 など

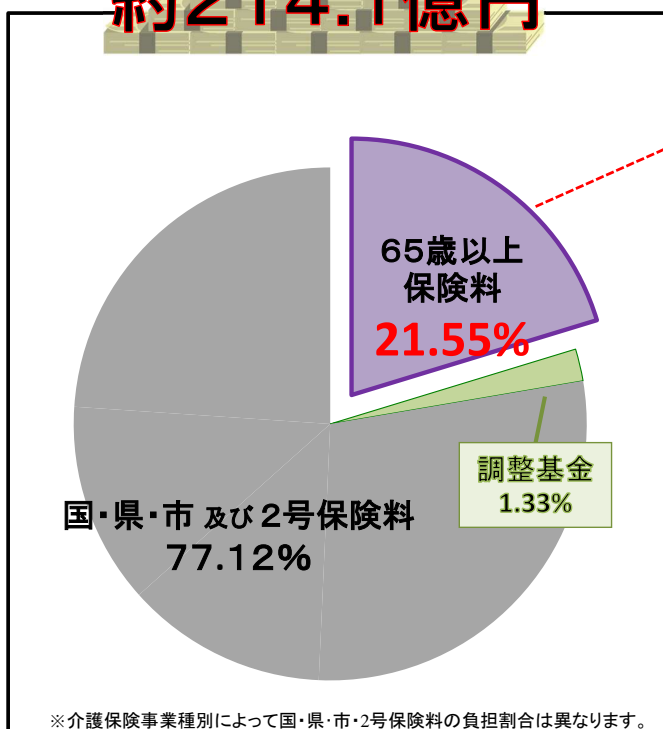
介護保険制度の概要



加賀市の第9期介護保険料

3年間に使う介護保険の費用の見込み

約214.1億円



※介護保険事業種別によって国・県・市・2号保険料の負担割合は異なります。

21.55%

約48.8億円

65歳以上の方が負担する額
(収納率を考慮)

63,518人

65歳以上の人数
(3年間の延べ人数)

※所得段階補正等を考慮した推計値

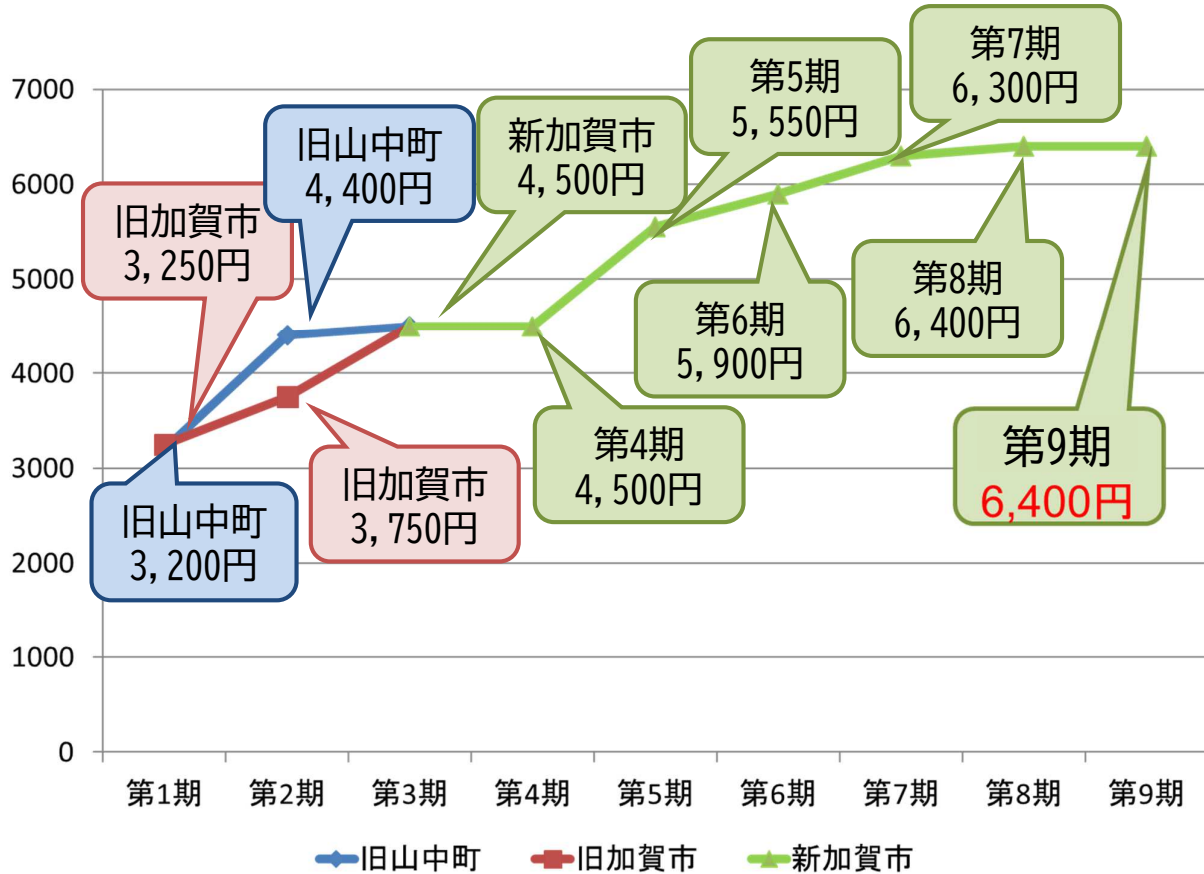
÷

年額

76,800円

(月額6,400円)

保険料基準額の推移



第9期介護保険料基準額の比較

(南加賀・石川中央)

